

和歌山県中小企業融資制度 令和4年度 制度改正のお知らせ

新型コロナウイルス感染症や原材料価格高騰等の影響を受けた中小企業の皆様の資金繰りを支援するため、和歌山県中小企業融資制度において、信用保証料が軽減される資金【経営支援資金（伴走支援枠）】の融資対象者を令和5年1月10日から拡大します。

資金繰りに不安がある事業者の方は、活用を御検討ください。

経営支援資金（伴走支援枠）＜令和5年1月10日拡充＞

※1及び※2は裏面にて説明

新型コロナウイルス感染症の影響に限らず、原材料価格高騰等の影響を受けた方も対象となりました。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者で①又は②に該当し、金融機関の伴走支援を受けながら経営改善を図る※1方

- ① セーフティネット保証4号又は5号の認定※2を受けた方
- ② 最近1か月間の売上高が前年同月比で5%以上減少
又は

**最近1か月間の利益率(売上高総利益率又は売上高営業利益率)
が前年同月比で5%以上減少** (利益率は決算期比較等も可)

売上高の減少要件が緩和されるとともに、利益率の減少要件を満たす方も対象となりました。

【諸条件】

- 融資上限：1億円
- 資金用途：設備、運転、返済資金（保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金）
- 融資期間：一括返済1年以内、分割返済10年以内（うち据置期間5年以内）
- 融資利率：年1.2%以内
- 保証料率：①の場合 **年0.2%**
②の場合 **年0.2～1.15%**

※国の補助により保証料率が軽減されています。

※経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%上乗せされた上で、国の補助により上記の保証料率となります。

※条件変更に伴い、追加して生じる信用保証料は、国の補助の対象外です。

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

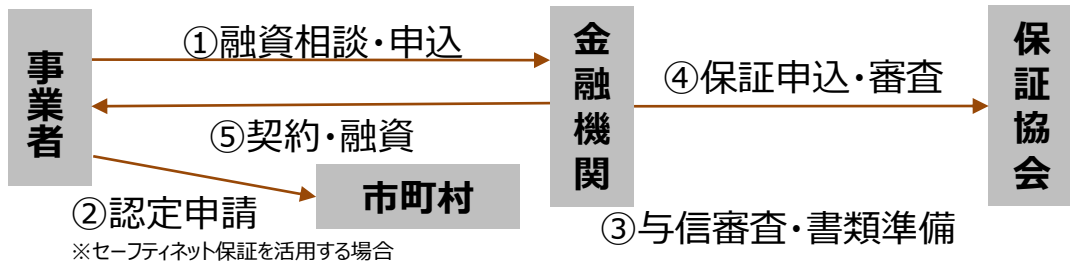
よくあるお問合せ



申請の流れはどのようになりますか？

以下のような流れとなります。

まずは**お取引のある又は最寄りの金融機関に御相談**ください。



認定はどこで受けることができますか？

(表面※2)

セーフティネット保証4号又は5号の認定は、売上高減少要件等※を満たせば、**事業所所在の市町村**で受けることができます。

※売上高等の減少等に応じて、市町村が認定します。

- 4号：最近1か月間及びその後2か月間を含む3か月間の売上高等が各々前年同期比20%以上減少
- 5号：国が指定する業種に属する事業を行う者であって、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少 又は 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず 製品等価格に転嫁できていない



「経営改善を図る」とは何ですか？

(表面※1)

本制度においては、以下を含む**経営行動計画**を策定し、金融機関の支援を受けながら、計画を実施していくことが必要です。

- 計画期間は3～5事業年度分
- 計画策定日の前年度の財務状況を含む現況・課題の分析、課題を克服するための取組事項及び目標設定
- 融資を受けて取り組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果
- 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画

※左記下線部が
今回改正により
追加

また、計画の実施に当たり、原則として**四半期ごとに金融機関への状況報告**を行う必要があります。